

白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕
管理運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

平成31年1月

白 河 市

白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕管理運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

当市の中心市街地の市民交流及び地域子育ての拠点である中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）内に新たに整備される屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕（以下「遊び場」という。）の管理運営を受託する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕管理運営業務委託

(2) 業務内容

遊び場の管理・運営に関する業務

※別添「白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕管理運営業務委託基準書」（以下「基準書」という。）を参照。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月31日（金）まで

※ただし、本プロポーザルにおける提案の対象となる期間は、平成32年3月31日までとする。

(4) 参考見積限度額

3,700,000円（税込）※平成30年度、平成31年度合計

（うち平成30年度：400,000円）

（うち平成31年度：3,300,000円）

人件費のみとする。ただし、事業費等については、予算状況に応じて契約時に加算するものとする。

※当該参考見積限度額のうち、平成30年度については、施設のオープン日が流動的であるため、日割り計算とする場合がある。また、平成31年度については、歳入歳出予算が議会等で確定している額ではなく、あくまでまちづくり推進課の推計において本業務の遂行に必要と想定する経費を集計考慮した上限額として参考提示しているものであって、今後の議会等における歳入歳出予算の審議、調整の過程において、変更となる可能性がある。

3 参加資格等

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 白河市に事業所を有すること。
- (2) 教育、保育又は子育て支援の分野において活動実績があること。
- (3) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができる事業者であること。
- (4) 規約等を持ち総会等で意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- (5) 宗教または政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- (6) 著しく特定の個人または事業者の利益を図る活動を実施していないこと。
- (7) 本業務における業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は問いません。）
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の構成員若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと

4 参加申込み

- (1) 申込方法
参加申込書（様式第1号）の提出による
- (2) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②参加資格要件確認書（様式第1-2号）
 - ③企画提案書〔様式第2号〕
 - ④年間実施スケジュール〔様式任意〕
 - ⑤業務実施体制〔様式第3号〕
 - ⑥受託業務実績調書〔様式第4号〕
 - ⑦参考見積書〔様式任意〕 A4版で作成
- (3) 提出部数
正本1部、副本1部
- (4) 提出期限
平成31年2月1日（金）午後5時15分まで〔当日消印有効〕
- (5) 提出方法
持参又は書留郵便により提出すること。
- (6) 提出先
〒961-8602
福島県白河市八幡小路7番地1
白河市 建設部 まちづくり推進課
電話：0248-22-1111(代) 内線2742 FAX：0248-24-1854
E-mail：machi@city.shirakawa.fukushima.jp

5 質問の受付

- (1) 質問方法
質問書（様式第5号）の提出による
- (2) 質問期限
平成31年1月25日（金）まで
- (3) 提出方法
FAX又は電子メールによること。なお、必ず電話で送信確認をすること。
- (4) 提出先
上記4に同じ
- (5) 質問に対する回答
随時、個別に回答する。なお、質問期限後に回答一覧を参加申込者全員に送付する。

6 参加辞退届

参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

7 事業者の選定

- (1) 日時
平成31年2月8日（金）予定 ※詳細は、参加申込みの受付終了後に連絡します。
- (2) 場所
白河市役所（予定）
- (3) 選定方法
参加申込書の提出後に企画提案内容等に関するヒアリングを行った後、白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕管理運営業務委託受託者選定委員会において書類審査を

行います。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、白河市財務規則第98条（契約保証金の減免）に該当するときは免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額（税抜きの金額）で記載してください。

契約締結に際しては、平成30年度及び平成31年4月から9月までに係る経費は、落札金額に8%を加算した額で、平成31年10月以降に係る経費は、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

10 支払条件

【平成30年度分】 前金払 無 通常払（1回）（業務履行確認後による）

【平成31年度以降】 前金払 無 四半期ごと分割支払（業務履行確認後による）

11 契約の締結について

(1) 受託予定者

選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び見積内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

受託予定者と仕様内容について協議した内容を基に、あらためて見積書を提出いただきます。

(3) その他

受託予定者が契約締結までに「3 参加資格等」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 無効とする参加申込み

- (1) 本プロポーザルに参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) 本プロポーザルに関する条件に違反した参加申込み
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (5) 参加申込書に申請者の記名・押印のないもの
- (6) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (7) 参考見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

13 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても本プロポーザルに要した費用を白河市に請求することはできません。

14 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は白河市に帰属します。
- (3) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。

15 実施スケジュール

公募開始（プロポーザル公告）	平成31年 1月11日（金）
質問書の提出期限	平成31年 1月25日（金）
参加申込の提出期限	平成31年 2月 1日（金）
審査	平成31年 2月 8日（金） 予定
審査結果の通知	平成31年 2月12日（火） 予定
委託契約締結	平成31年 2月下旬

16 担当部署

白河市役所 建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進係
住 所：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
電 話：0248-22-1111(代) 内線2742
F A X：0248-24-1854
E-mail：machi@city.shirakawa.fukushima.jp